

石川県伝統工芸専門技術者奨励金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本県の優れた伝統工芸技術の維持、保存を行い、もって、伝統産業の振興に資するため、伝統工芸専門技術者の育成を図ることを目的として、予算の範囲内において伝統工芸専門技術者奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することとする。

(交付対象)

第2条 奨励金の交付対象者は、経済産業大臣指定の伝統的工芸品（工芸材料を含む。以下「国指定伝統的工芸品」という。）の製造（準備工程の分野に限る。）に従事している者、又は石川県伝統工芸品指定要綱第4条第1項の規定に基づく指定を受けた伝統工芸品（以下「石川県指定伝統工芸品」という。）並びに稀少伝統工芸品（国指定並びに県指定以外の伝統工芸品）の製造に従事している者であって、次の条件に該当する者とする。

- (1) 製造従事期間が3年以上5年未満の者
- (2) 年齢が50歳未満の者、及び年齢が50歳以上であっても後継者が著しく不足している準備工程分野又は石川県指定伝統工芸品並びに稀少伝統工芸品の製造に従事している者

(奨励金)

第3条 奨励金の交付については、次のとおりとする。

- (1) 奨励金 15万円/年・人
- (2) 交付の期間 2カ年

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、石川県伝統工芸専門技術者奨励金交付申請書（別記様式第1）に知事が必要と認める書類を添付し、知事に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の申請書を受理したときは、奨励金の交付の可否を決定し、石川県伝統工芸専門技術者奨励金交付決定通知書（別記様式第2）により、申請者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第6条 知事は、奨励金の交付決定又は奨励金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定を取り消し、奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、奨励金の交付の決定を受け又は奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 伝統工芸技術の修得の見込みがないと判断したとき。

(3) その他知事が奨励金の交付をすることが不相当と判断したとき。

(届出)

第7条 奨励金の交付の決定を受けた者は、病気、事故等により、伝統工芸技術の修得の継続が困難となったときは、その旨を速やかに知事に届けなければならない。

(報告)

第8条 知事は、奨励金の交付を受けている者から、必要に応じ報告を求めることができるものとする。

(石川県伝統工芸専門技術者認定証の交付)

第9条 知事は、奨励金の交付を決定した者に対して、石川県伝統工芸専門技術者認定証を交付する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の第2条(2)の規定にかかわらず、国指定伝統的工芸品、又は稀少伝統的工芸品の製造に従事している者が、平成19年度に奨励金の交付の決定を受けた場合にあつては、平成20年度においても交付対象として認めるものとする。

(一部改正)

令和3年4月1日